

見附市教育委員会告示第10号

見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年2月19日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱（見附市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市病児・病後児保育室事業利用者支援補助金交付要綱

第1条中「及び一時保育」を削る。

第2条第3号中「教育委員会告示」を「見附市教育委員会告示」に改める。

第3条中「及び一時保育等事業」を削り、「かかる」を「係る」に改める。

第4条中「教育委員会規則」を「見附市教育委員会規則」に改め、「及び見附市一時保育事業実施要綱（平成19年告示第78号）」を削り、「かかる」を「係る」に改める。

第5条から第7条までの規定中「及び一時保育等事業」を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

別記第1号様式（第5条関係）

（宛先）見附市長

所在地

施設名

代表者名

年度 見附市病児・病後児保育室事業利用者支援補助金交付申請書

標記のことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、見附市病児・病後児保育室事業利用者支援補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1) 利用者名簿
- 2) その他市長が必要と認める書類

病児・病後児保育室利用者名簿

単位：円

No.	利用者氏名	年齢	利用日	利用時間	補助対象経費	補助額(※)
1			/	: ~ :		
2			/			
3			/			
4			/			
5			/			
合 計						

(※) 補助率 1人につき利用料金の1/2 (補助上限額: 病児・病後児保育室は4時間を超える場合は1,000円、4時間以下500円) 利用者名簿に、利用者の保護者の住所と連絡先が分かる書類を添付すること。

別記第2号様式の1及び別記第2号様式の2中「及び一時保育等事業」を削り、「(見附市病児・病後児保育室、一時保育等)」を「見附市病児・病後児保育室」に改める。

別記第3号様式中「及び一時保育等事業」を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。